

第15回 歯科矯正領域の専門医制度に関わる三団体懇談会 議事録

[日 時] 2010年10月19日(火) 午後2時～4時

[場 所] 八重洲富士屋ホテル 5F「かりん」の間

[参加者] (敬称略)

日本矯正歯科学会 : 浅井保彦、五十嵐一吉、山田一尋

日本成人矯正歯科学会 : 佐藤元彦、武内 豊、松野 功

日本矯正歯科協会 : 深町博臣、星 隆夫

[幹事団体] 日本矯正歯科協会

[報告事項と協議内容]

1. 第14回議事録の確認。
2. 協議内容。

始めに、下記の日矯学会からの回答書について：文責は後藤理事長であることを確認。

第14回矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会で議論された問題に対する回答文

日本矯正歯科協会 様

日本成人矯正歯科学会 様

日本矯正歯科学会

- 1) 3団体での合同の審査会を設けるということについて。

日本矯正歯科学会としては、現状では日矯の専門医審査の制度に他の2団体も参加していただいて一本化することが、国民目線からしても最も好ましいと考えている。どうしても2団体がそれを容認しないということであるならば、合同審査会を設けるという案について、その主旨、権能、正当性等について話し合う余地はあると考えている。

- 2) 合同の審査会に対しての条件、すなわち、それがあれば認めますよというような付帯条件があればそれも出していきたい

合同審査会の性格について必ずしも明確になっているとはいえない現状なので、必要十分条件とはいえないが、少なくとも以下の2項目については現時点で明言したい。

- ・過去に臨床審査無しで合格させた専門医については、日矯としてはその資格認定を一切認めることはできない。
- ・合同審査会を設立した後で、3団体のいずれかが厚労省が明記している「外形規準9項目」、日本歯科医学会の中の専門医制協議会における審議要件、を満たしていないことが明らかになる様な失態があっては困るので、その点をあらかじめ確認し担保しておく必要がある。とりあえず、次回の三者懇において3団体はそれぞれの会員名簿を提出し、交換して確認したい。

- 3) その審査会に出す審査委員については3団体が同じ立場で出すということについて

「同じ立場」の意味が不明であるが、審査委員個々の権限等が平等であることは当然と考える。審査委員の選出方法、人数、必要経費の負担方法、等さまざまな検討課題は今後に残されている。

4) 3団体で厚労省に専門医制度、公告できる専門委員会を目指すのか、めざさないのか

上記、1)、2)の回答として述べた通り。

成人学会：

日矯学会の回答に対して1つの提案という形で出させて頂きたい。

一. 三団体での合同の審査会を設けるということについて：

当会としては、今まで三団体で懇談会を行ってきた結果、これだけ多様性のある事柄について、日矯の制度のみに参加して問題を解決するということとはできないと考えており、三団体での新たな合同審査会を設けることが良いと考えられる。

二. 資格認定の必要条件について：

1. 日本国内において多数の矯正歯科専門医が誕生してから既に30年以上の年数が経っている。現時点において、これまでの矯正専門医の人達の実績を配慮することなく、一切無視した制度の設立は容認できないものであり、他の医科界・歯科界その他の業界においても、このような前例はほとんど見られないと言える。従って本制度の設立に当たっては、過去の実績も配慮した制度とすべきであることを提案する。

2. 厚労省の外形基準9項目を満たすことは必要と考えられるが、日本歯科医学会の専門医制度協議会の審議要件については、どこまで配慮すべきか今後の検討課題としたい。

3. 三団体でそれぞれの会員名簿を交換することについては、本学会としては要望があればいつでも受けるものである。

三. 審査委員について：

三団体が同じ立場で出すことについては、原則的に賛成である。

四. 厚労省の認める広告できる専門医制度を目指すものとする。

JIO：

1番が解決しない限り、2番以降は話し合う余地は無い。この懇談会は、そもそも厚労省から、話し合っただけで統一するようと言われてできた。本当に解決するのだったら、やはり厚労省から呼び出されたこの三団体が核になって何かをするしかない。その解決策は、第2回の議事録にある。日矯が主張しているのは、1つの団体（日矯）が認定から審査から全部賄うという方式。我々が主張しているのは、今の三団体の外に新たな審査機構を作るという提案。それをどちらにするか決めない限り動かない。成人と当会は日矯の中に入ってやることはNO。だから外に作るという案の中で合同審査委員会を提案してきた。成人学会と我々は、合同審査委員会という名前にしているが、とにかく三団体の外に、何らかの判断する機構を作るということでは合意している。

成人学会：

そうです。

JIO :

日矯は、「どうしても2団体が日矯学会内での統一を容認しないということであるならば、合同審査会を設ける案について話し合う余地はあると考えている」と書いてあるので、そこしか解決する道は無いと思うが、いかがか。

日矯学会 :

我々のバックには6,000人いるわけだが、様々なことを言われる。例えば何をもたもたしているんだ早くやれという意見、中には慎重にやるべきだという意見もある。その中で無視できない意見は、三団体で合同審査委員会を設けてやった所で、果たして3つの団体が外形基準を満たしているのか。満たしていない所と一緒にやって、後でその問題が表面化した時にはお前達はどう責任を取るんだ、という強硬な意見も出てくる。そういう会員からの問題に対しても、きちんとクリアできる担保を取った上でないと、こういうことを話し合うことが難しいということが一番の回答の背景にある。

JIO :

そうすると厚労省を呼んで来なければ駄目。私達は厚労省に申請を出して、厚労省から話し合えと言われた所から始まっている。その前提を覆すとなると、この場は無いことになる。

日矯学会 :

日矯の方でかねがね疑問点として話されることだが、この三団体は厚労省が認めた三団体である、という表現が今まで度々出されているが、私は何回も厚労省に行って担当官と話をしているが、この件について認めたことはないと言っている。

成人学会 :

厚労省が認めた、認めないということについてだが、何を認める、認めないと言っているのか、ちょっと意味不明。私達は厚労省が（矯正領域の専門医制度について）話し合うべき三団体であるということに認めたということの上に乗っている。

日矯学会 :

それだけの弱いベースだけでこの会が今まで開かれてきたのか。厚労省が認めたという根拠は、やはり外形基準9項目をきちんと満たしている団体ということではなければならない。専門医を認定する資格のある団体であると厚労省が認めた、と主張されていると思っていたがその部分がどうも曖昧だ。

成人学会 :

それについては9項目を満たしている団体だという風に、少なくとも私達は思っている。

JIO :

それは当然だ。

日矯学会 :

そこが違う。厚労省はそんなことをしたことはないと言う。お互いに良識ある歯科医なのだからそちらで話し合っ、それから持ってきて下さいと言っているだけで、厚労省が審査をしてちゃんと条件を満たしているとか、そういうことは一切していないというのが厚労省の回答だ。

JIO :

そうしたら、その回答文をもらわないと駄目だ。

日矯学会：

彼らはそういうのは出さない。

JIO：

懇談会的前提が崩れるから、話す意味が無い。

成人学会：

そういうことになると、日矯学会も含めて三団体とも認められていないということ。

日矯学会：

そうだ。だが JIO 広報等では厚労省に認められた三団体という表現をしている。

成人学会：

厚労省が認めたということは、三団体が話し合っただけで決めたことであれば、厚労省としては異議が無いですよということを認めたということだと解釈していいと思う。

日矯学会

われわれも会員からの突き上げが結構あるので、最低限の必要条件として法人の過去3年間の決算書をお互いに提出し合うという確認をしたい。

成人学会

会員名簿はわかりますが、会計を出す必要があるのか。

日矯学会

あると思う。

成人学会

私たちの場合は、会計については学会誌の中に全部載っていますから、それを見てもらえばわかります。

JIO：

3つの団体がそれぞれの冠を付けるということに関してはどうか？

日矯学会：

これについては、例えばガンの専門医の例があって、非常にマスコミに叩かれた経緯がある。我々のような小さな矯正の分野で、3つの冠が付いた専門医を出すということは、国民から見たら恐らく笑い者。それならむしろ無い方がいい。

日矯学会：

本来目指すべきなのは、合同審査会が仮にできたとして、統一された1つの団体が認定する専門医というのが望ましいというのは間違いないか。

JIO：

それは間違いない。

日矯学会：

それがすぐできない状況なので、移行措置として或いは妥協的に三団体の冠が付いた専門医制度を立ち上げることも仕方がないという考えか。

JIO：

そうだ。

日矯学会：

日矯学会からの回答としては、移行措置として或いは妥協的な案としても、その考え方というのは容認できないということ。

JIO :

そうであれば、去年の12月に日本専門医制評価・認定機構のまとめた専門医制度整備指針をご覧頂きたい。この機構には医科領域の専門医認定団体全てを含む75学会が入っている。

この指針を受けて今年5月の機構総会において、専門医制度の基本設計案が承認を得たことから、医科領域として、今後専門医制度はこういう方向で行くということが書かれている。それはどういうことかということ、例えば2ページ、専門医制度の概略説明という中で、基本的には会員歴は問わないと書いてある。「学会が責任を持って研修・講習などを行い認定する為には、会員でないと資格取得は認め難い。しかしながら十分に研修を行い専門医資格申請が可能であると判断されれば、会員歴或いは期間の不足のみで申請不受理は認められない」と、各学会にこういう姿勢でやりなさいというものが細かく決められている。この中には各学会が認定する専門医はやめて、全て第三者認定機構が認定する専門医にすると書いてある。そうすると我々としても、こういう不毛な話し合いをやめて、腰を据えて歯科でも第三者認定機構を作ることも考えられる。この三団体の他に、日本歯科医学会とか日本歯科医師会とか厚労省とか、色々な人を含めて、第三者認定機構を目指す委員会なり何なりを立ち上げるべきではないか。歯科の中で矯正が一番専門医制度を確立すべき分野なのだから、この指針に則って腰を据えてやろうということしかないように思う。

そうすれば皆納得できるんじゃないか。この三団体だけじゃなくて専門医の他の団体があったら、それは何か参加資格を協議するとかという形も考えられるかもしれない。

この整備指針には、色々なことが決められていて、ここでずっと話し合ってきた申請資格についても示されている。この機構が、各学会に全部それを了承してくれと言っている。ここに従ってくれと。

例えば研修にしても、言葉としてカリキュラムとプログラムというのは別に書かれている。カリキュラムをどういうプログラムで実施するかということが極めて重要だと。だから例えばどこかの研修施設は、毎年何人の患者さんが来るから研修医は何名ですよと。それで何年かけてどういう風な専門医を育てるか、それがカリキュラムで決められた項目を全部満たしていなければいけない。それに対してプログラムを実施しているかどうかというのを外部評価委員が行って、研修医とか教える立場の人とかそういうものを全部面接して、そのプログラムがきちんと実施されているかを評価する外部評価機構が極めて重要だと書いてある。そういうものを作らなければいけない。それから指導医は専門医でなければいけないと書いてある。専門医を教える者は専門医でないといけない。こういったことは医科領域の中でものすごい議論を重ねてきて、専門医制度が社会的に機能していない状況は駄目だろうということで、人数をコントロールして専門医を取った人がきちんと食べていける制度にしましょうという目的の中で書かれている。専門医はどのようなものですか？という規定に対しても、専門医というのは世間で言う神様みたいなスーパードクターを言うのではない、ある一定のレベルの専門的な知識と技能を身に付けた人達のことを言うんだと書いてある。

日矯が求めている専門医の質と他の2団体の質は違う。線の引き方が違う。でもそれは、その線を引いた時にその人達が社会でどういう活躍ができるんですかと、その活躍の場が

確保できる制度でなければ意味が無いとはっきり言っている。そういうことも踏まえて腰を据えて、我々も第三者認定機構を立ち上げるという合意ができればこれは進むと思う。

日矯学会：

この日本専門医制評価・認定機構というものは、母体となっているのは医科か。

JIO：

医科。最初は認定制協議会というのが1970年くらいにできていると思う。日本の歴史を言うと、麻酔科が1960年に指導医制を始めた。これが日本の認定医の最初。麻酔科というのはすごく厳しい条件を付けて、認定医でないと麻酔科医として標榜を認めなかったという歴史がある。だから標榜と専門医が合致しているのは多分麻酔科しかないと思う。それを他領域の医科も目指している。標榜と専門医制度を将来的には一緒にしたいと考えている。そのくらいやらないと意味が無いということ。日本の全体を考えて矯正を良くする為には、本当に勉強した人がちゃんと専門医を取れて、若者も目指せて、その人達が5年なりの研修を積んでステップを踏めば専門医になれる。そしてその人達が専門開業で食べて行けるという状況を日本の中で確立する為には、この方針に乗った方が良いと思っている。広い視野で、本当に日本の中で良くする為にどうしたら良いかという議論をできないかということ。

日矯学会：

大賛成。この団体については結構長いこと注目していた。この団体は結構純粋に日本において専門医制度を作っていこうとしていて、アメリカ等でそういう経験がある人も含まれて、リーダーシップを取ってやっている。

成人学会：

これは確かに立派で、将来的にこれを目指してやっていくこと自体は良いと思うが、いつまでたってもなかなかできないと思う。

JIO：

期限が必要。

成人学会：

今の日本の矯正で専門に開業している人達の強い要望としては、やはり早く広告できるようにしたいというもの。そこに至るにはそれぞれの冠を被せた専門医制度を取りあえずお互いに認知し合った上で、5年後とかそういう時に統一するというような感じでやらない限りは、なかなかできないと思う。

JIO：

それで話し合ってきたが、今、日矯は明確にNOと言ったので行き止まり。この指針をよく読めば分かるが、かなり細部に渡って指針が決まっている。僕らがぶつかってきた項目もこの指針に従って決めていけば、成り立つと思う。例えば1年の期間を区切って、その中で委員会を作って話し合い、1年後には何らかの回答を出す。その辺のタイムスケジュールも含めて、これをもう一回持ち帰って、その方向で良いかどうかということしかないだろう。

成人学会：

制度を作った後からそれを修正していくのがよい。今までどんな資格を作る場合もそういう流れだった。

JIO :

それができれば良いが、今の状況から言って無理。日矯学会がNOと言っている。1つでもNOがあったら3団体では進めない。

JIO :

3年話し合ってきて、解決の糸口が無い。厚労省は内輪揉めが終わらない限りはどこも認めないと最初に明言している。お互いの弱点を突き合っている現状が超えられなければ何をやっても無理だと思う。とにかく運営母体を決めないと、ここから先には進めない。

成人学会 :

日矯では、合同審査会による3つの冠が付いた専門医は考えていない。それから今すぐ何かを行なうことも考えていない。第三者認定機構は理事会では認めているが、この三団体でやるとは考えていない。全てNOだとすると、日矯の答えて、現状では日矯の専門医制度に他の2団体が参加して頂いて1本化するという、この具体的なイメージはどういうことを考えているのか。

日矯学会 :

どういう条件で日矯に参加できるのかというような、条件をお互いに出し合うことになるだろう。

成人学会 :

名称を一本化するとしたら、日本矯正歯科学会専門医が付くということか。

日矯学会 :

そう考えている。

成人学会 :

だとしたら参加ではなく吸収ということか。

JIO :

中に作るということはそういうことになる。3つの学会の外に作るのか、日矯の中に作るのか、そこが決まっていなからいつまでも駄目。JIOは絶対に外に作ると、それ以外無いと言っている。だから日矯の中に作る案は無い。それをいくら話し合われても時間の無駄。日矯は、外に作ることを考える余地はあるといっているのだから、三団体が合意する可能性のある案は、外に作る案しか無い。

日矯学会 :

合同審査会を？

JIO :

合同審査会じゃなくて第三者認定機構でも良い。とにかく審査をする母体はこの3学会の外に新たに作る、それだけは決めて下さい。

成人学会 :

成人学会はそれでいい。

JIO :

日矯学会はどうか？

日矯学会 :

どうですかと言われても、僕らには権限は無い。

JIO :

だからそれを決めてきて下さいと、我々はこの前そう言ったつもりだった。今度は聞いて下さい、いいですか。三団体の外に評価機構を作る、それしかない和我々は思っています。それについて日矯学会理事会の承認を得てきて下さい。それでいいか？

成人学会：

そうですね、今、それを作るというのを。

JIO：

今です。そこを決めない限りは、合同審査委員会にしても第三者認定機構にしても、何も進まない。

日矯学会：

それは2回理事会で承認されている。ただ具体的な方針とプログラムなどが違う。

日矯学会：

3団体で作ることは決まっていなくて、他に必要な業種の人を入れる話になっています。

JIO：

でも作ることは決まっているのですね。学会の外にですよ。

日矯学会：

第三者機構はそうですね。

日矯学会：

もう1つ私の方からも言いますが、次回の三者懇までに両者の会員名簿と過去三年間の決算書を提出してください。というのは、その部分ができていないと、今言われた、日矯に対して外に作るんですか、どうこうするんですかというのが、厚労省が認める団体からの質問じゃなくて、各個人の発言、個人の矯正医の人の要求と同じレベルになってしまう。それはいいですね？

成人学会：

ちょっと待って下さい。外形基準の9項目と専門医制協議会における審議要件というのが、ちょっとよく分からないが、その書類はあるか？

日矯学会：

いや、ここには持っていないが外形基準はオープンになっている。その基準すらきちんとしていないという所からの要求に対して、理事会でどうこうという回答をするというのは無理があると思う。

JIO：

第2回の議事録（平成19年9月27日に日矯学会から小川先生、後藤先生、飯田先生。成人矯正歯科学会から佐藤先生、武内先生、松野先生。日本矯正歯科協会から深町先生、夕田先生、のき田先生。オブザーバーが厚生労働省から飯村氏と小倉氏が出席。）の飯村氏の発言を読ませて頂きます。『三団体の相互の質問・回答書を見せて頂いた所、相互に歩み寄る姿勢が伺えず、今後以下の方向性が考えられる。三団体で歩み寄りが見られなければ、互いに歩み寄らないという結論も存在するが、その場合には厚労省はどの団体の広告も許可しない。1つの基準にまとまって頂く場合、三団体で協力して新たに認定機構のようなものを作ることも1案で、その場合に考えられる主な2つの選択肢として、各団体が認定団体となり新たに作る認定機構に審査や研修を依頼する形を取る方法。この場合には審査の基準は統一されるが、専門医の名称は〇〇学会専門医、〇〇協会専門医のように

異なることになる。新たな認定機構に一本化するか、或いはどこかの団体に一本化し、そこが研修から認定を含めた全てを管理運営する方法。尚この場合にはその団体が法人格を有し、会員数が1,000人を超えている必要がある。』という発言があったということがこの会（三者懇談会）の前提ですよね。

日矯学会：

JIOの言われる第三者認定機構を作れというのは、個人的には非常に賛成だが、それはちょっと外れた討論になると思う。例えばもしそれを主テーマとしてやるのならば、第三者認定機構設立検討委員会みたいなものでやるべきだと思う。

JIO：

別のテーブルを用意する必要があるかもしれない。第三者認定機構を作るという方向がこの三団体で決まったら、今度は違う部会を作って、この懇談会は終了でもいいかもしれない。新たにそこから検討委員会を立ち上げる。この三者だけではなくて、相応しい人を選んで、そこで具体的に話しましょうとなるかもしれない。

成人学会：

もたもたしている。何か振り出しに戻るような感じ。

JIO：

それしか方法は無いんじゃないかなと思う。そうしたら日矯が危惧していることも全部関係ない。そこで一本化されるのだから、国民目線で考えたらそれが一番良い。

日矯学会：

この懇談会で話し合うべきか、或いは合意の上で新たな別の委員会なりが扱うべきなのかは分からないが、少なくとも検討していく為の前提条件としては、さっき提案があった外形基準が本当に満たされているのかということの確認はやはり必要ではないか。

JIO：

持ち帰って検討ということで良いか。

成人学会：

良い。

JIO：

日矯としては三団体の外に審査機構を作るということを確認するということで。

・次回の開催日は、2011年1月18日（火曜日）の予定。

日本矯正歯科学会

日本成人矯正歯科学会

日本矯正歯科協会（JIO）
